

第1章 第2期地域福祉活動計画策定にあたって

第1章 第2期地域福祉活動計画の策定にあたって

1 活動計画の趣旨・目的

少子高齢化や核家族化などによる家族機能の低下、地域のコミュニティやつながりの希薄化による孤独死、ひきこもり、子どもの貧困、虐待、生活困窮、障がいのある人の自立など、個人や家族だけでは解決が困難な問題が増えてきています。

また、避難行動要支援者等へのサポート課題、高齢者や単身者の孤立問題、価値観の多様化や介護保険・障がい福祉関係制度の変化への対応、課題などニーズが個別化しています。

これらの問題を解決していくためには、公的サービス（公助）だけでなく、地域において互いに助け合い、支え合う住民主体の地域福祉活動（自助・互助・共助）を活発にすることが求められています。

これまでの地域福祉活動計画を引き継ぎ、「誰もが安心 みんなでつくる福祉のまち しらかわ」の基本理念を踏まえ、制度・分野ごとの【縦割り】や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が【我が事】として参画し、人と人、人と資源が世代を超えて、【丸ごと】つながることで、住民一人ひとりの暮らしの生きがい、地域と共に創っていく社会を目指して、地域福祉推進のため各種事業に取り組みます。

2 活動計画の位置づけ

(1) 地域福祉計画（市が策定する行政計画）

地域福祉計画は、社会福祉法（第107条）に規定されており、自治体が主体的に取り組むこととなっています。

第2期白河市地域福祉計画においては、第2次総合計画を上位計画として、保健福祉の各分野別計画（白河市第8期高齢者福祉計画・第7期介護保険事業計画・白河市子ども・子育て計画・第2次いきいき健康しらかわ21・白河市第3次障がい者基本計画・第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画・第2期白河市国民健康保険データヘルス計画・第3期白河市国民健康保険特定健康診査実施計画）に共通する地域福祉推進の理念を相互につなぎ、効果的に展開されることを推進する役割を果たしています。

(2) 地域福祉活動計画（社会福祉協議会が策定する民間計画）

地域福祉活動計画は、行政が策定する地域福祉計画と連携・協働し、地域住民及び福祉・保健等の関係団体が、地域福祉推進に主体的にかかわるための具体的な活動の計画であることから、地域福祉推進の中心的な役割を果たす団体である社会福祉協議会（※）が地域住民や関係団体と役割分担を図りながら目指す目標や活動を示すものとして策定しています。

白河市社会福祉協議会では、平成26年度から30年度を計画期間とする、第1期地域福祉活動計画を策定しました。

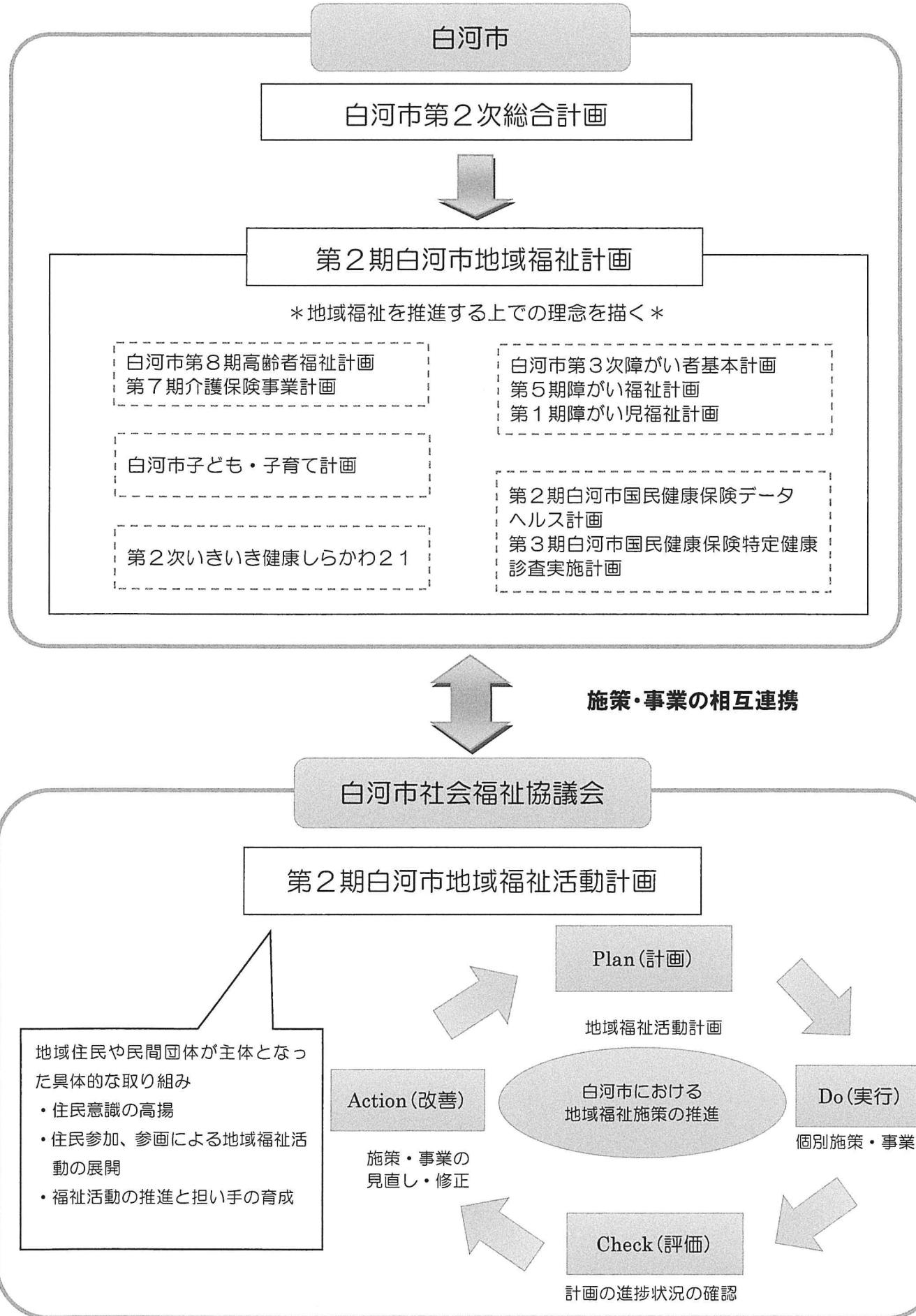
（※）社会福祉協議会は、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすことのできるまちづくりを進めています。地域福祉を推進する専門機関として、全国の都道府県・指定都市・市区町村に設置され、平成12年に施行された社会福祉法（第109条）において、地域福祉の推進を図ることを目的とする団体として明確化されました。

(3) 地域福祉計画と地域福祉活動計画の関係

地域福祉を進めるための理念や仕組みをつくる計画が地域福祉計画であり、それを実行するための市民活動・行動のあり方を定める計画が地域福祉活動計画となります。

白河市が策定する地域福祉計画と社会福祉協議会が策定する地域福祉活動計画は、理念や方向性を共有し、強い連携で、よりそれぞれの事業を進めることができます。

地域福祉計画と地域福祉活動計画の関係



3 計画の期間

平成31年度からの5年間とします。活動計画の推進にあたっては、地域福祉活動推進委員会を設置し、進捗状況の点検、評価をします。

制度の改正や社会情勢の変化などを踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

The diagram illustrates the timeline of local welfare plans for Shirakawa City. It features a horizontal axis representing the years from 2013 to 2023. Three large, grey, right-pointing arrows are positioned above the timeline, each containing text in Japanese:

- The top arrow spans from 2013 to 2017 and contains the text "白河市地域福祉計画".
- The middle arrow spans from 2018 to 2022 and contains the text "白河市地域福祉活動計画".
- The bottom arrow spans from 2023 to 2023 and contains the text "第2期白河市地域福祉計画".

4 社会福祉協議会について

社会福祉協議会（社協）は、民間の社会福祉活動を推進することを目的とした営利を目的としない民間組織です。昭和 26（1951）年に制定された社会福祉事業法に基づき、全国の都道府県・指定都市・市区町村単位に 1 箇所設置されています。

社協は、それぞれの市区町村で、地域に暮らす地域住民のほか、民生委員・児童委員、社会福祉施設・社会福祉法人などの社会福祉関係者、保健・医療・教育など関係機関・団体の参加・協力のもと、地域の人々が住み慣れた地域で安心して生活することができる「福祉のまちづくり」の実現を目指した様々な活動を行っています。

また、平成 12 年に施行された社会福祉法において、地域福祉を推進するための団体と明確化されました。

5 地域福祉とは

地域福祉とは、地域において誰もが安心して暮らせるよう、地域住民や公私の社会福祉関係者がお互いに協力して、地域社会の福祉課題を解決する仕組みを考えることです。

